



市町村から許可を受けずに不用品回収を行う業者に注意！

相談事例

不用品を処分しようと思い、ネットで見つけた業者に電話した。不用品の量を伝えたら、「実際に見ないとわからないが2万円程度」と言われた。しかし、当日、「大型トラックしか手配できなかった」「大型家具がある」などと言われ、10万円を請求された。支払いを迫られ、しかたなく払ったが、納得できない。

アドバイス

- ◆ 一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要です。
- ◆ 不用品の処分は、お住いの市町村の窓口に依頼するか、市区町村のホームページや窓口へ問合せで一般廃棄物処理業の許可業者を探し、複数社から見積もりを取りましょう。
- ◆ 見積もりを取るときは、追加料金の有無を確認し、作業内容・料金を明確に出してもらいましょう。また、キャンセル料を確認しましょう。
- ◆ 依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者とわかった場合は、作業を断りましょう。
- ◆ 見積もりのために呼んだ事業者とその場で契約した場合や、広告等の表示額と実際の請求金額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフが適用できる可能性があります。トラブルになったときは、お住いの地域の消費生活センターに相談しましょう。

引っ越し時のトラブルに注意しましょう！

相談事例

- ・引っ越しの見積りを依頼し契約したが、引っ越し日の10日前にキャンセルしたところ、キャンセル料を請求された。
- ・引っ越しで荷物が一部紛失した。また、荷物の搬入時に、新築住宅の階段に傷がついた。

アドバイス

- 👉 引っ越しの契約では、多くの事業者が国土交通省が定めた「標準引越運送約款」を使用しており、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。見積の際に必ず内容を確認し、気になる点は事業者の説明を求めましょう。
- 👉 キャンセル料については、引っ越しの当日は運賃及び料金の50%以内、前日は30%以内、前々日は20%以内と定められています。
- 👉 引っ越し荷物の紛失・破損については、事業者が作業に落ち度がなかったことを証明できない場合は、損害賠償責任を負うこととされています。引っ越し荷物以外の家屋の破損等についても同様です。荷物の一部紛失の場合、荷物を受け取ってから3カ月以内に申し出をしましょう。家屋の破損等については、引っ越し前の状態を写真などで記録しておき、できるだけ早く申し出ましょう。ただし、原則は修理等による現状復旧の範囲内での対応になります。
- 👉 困った時は、消費生活センターや、公益社団法人福岡県トラック協会（電話番号092-451-7878）に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999（日曜日でも電話相談可）	柳川・みやま	0944-76-1004
北九州市	093-861-0999（土曜日でも相談可）	行橋市広域	0930-23-0999
福岡市	092-781-0999（土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く）		
大牟田市	0944-41-2623	筑紫野市	092-923-1741
久留米市	0942-30-7700（第2日曜日でも相談可）	宗像市	0940-33-5454
飯塚市	0948-22-0857	糸島市	092-332-2098

📞 消費者ホットライン（局番なし）188（いやや！）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します。ナビダイヤル通話料金が発生します。